

(2020年10月25日受稿 2020年11月30日受理)

【資料】

近江学園草創期における糸賀一雄の 「県立養護学校」化への言及と小・中学校の分教場化 ——滋賀県への提出書類を手がかりに——

船橋 秀彦 (福祉型専攻科シャンティつくば)

連絡先 E-mail : funabashi@msi.biglobe.ne.jp

はじめに——研究の目的と方法

本稿は、近江学園（1946〈昭和21〉年11月開設、園長・糸賀一雄）の草創期における学校教育法（1947〈昭和22〉年4月施行）の具体化をめぐる糸賀一雄の「県立養護学校」化への言及にかかわる新資料の紹介と分析である。『近江学園報告書』第1集¹⁾には、「……1949年（昭和24年）4月に、大津市教育委員会は地域の石山小学校及び栗津中学校の分教場²⁾として、学園の教育面をそのまま学校教育法に基く教育施設として認可した」（p.5）と記している。本稿で紹介する資料は、近江学園の教育面が地域の小・中学校の分教場として認可される1949（昭和24）年4月以前、即ち1948（昭和23年）年10月の「滋賀県への提出書類」³⁾（以下、48年提出書類）である。その48年提出書類で、「この事実（注、運営してきた学園の教育面）に形式を与えて学校教育法に基く県立養護学校として、児童福祉施設であると共に教育施設でもあることといたしたく熱烈なる念願を有し」（下線は引用者）と記している。本

稿では48年提出書類と1950（昭和25）年2月の滋賀県への提出書類（以下、50年提出書類）を主な分析対象として、「県立養護学校」に込められた糸賀の願い等を明らかにする。なお、筆者が見る限り、この時期に糸賀が「県立養護学校」との用語を使用し要望するのはこの48年提出書類のみで、用語も2回用いているだけである。「滋賀県への提出書類」の多くは、『糸賀一雄著作集』の「所管事項の説明と要望」に掲載されているが、48年提出書類は著作集に掲載されていないので、資料紹介の意味も含めて48年提出書類からの引用についてはやや詳しく紹介する。50年提出書類は糸賀一雄著作集にほぼ掲載されている⁴⁾ので、著作集から引用することとする。

本稿では、「精神薄弱」「白痴」等も歴史的用語として使用した。旧漢字については現在使われているものにかえた。

1. 近江学園草創期と時代状況

近江学園の開設した1946（昭和21）年11月から1949（昭和24）年4月までの期間は2

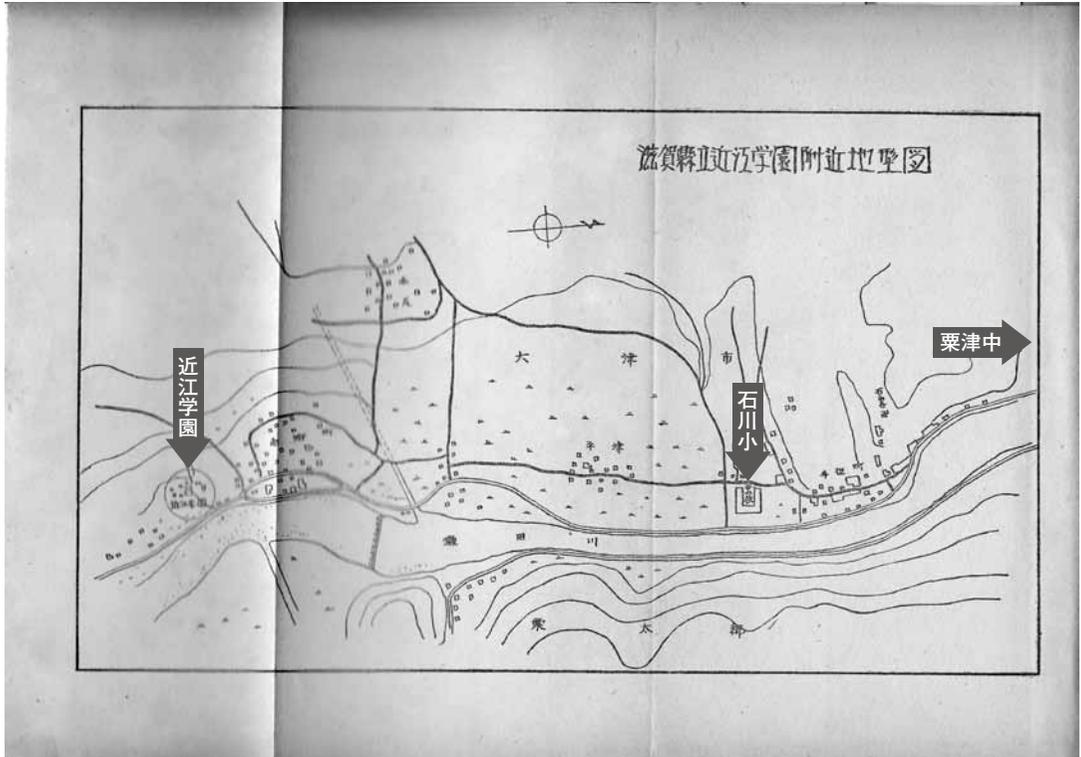


図1 滋賀県立近江学園付近地図・1949年頃（『近江学園報告書』第1集に加筆）

年半に過ぎない。しかしその間に、教育と福祉の制度は次々と変わった。まず当該2年半の時代状況を概括⁵⁾する（表1参照）。

近江学園は、同胞援護会滋賀県支部と滋賀県社会事業協会を形式上の経営母体として、「戦災孤児あるいは生活困窮児」と「精神薄弱児」との両者を対象とする総合的性格をもった民間児童施設として1946年11月に開設された。児童福祉法に先駆けてのとりくみであり、法的にはまず、1947（昭和22）年2月、「生活保護法の全面的な適用を受ける保護施設として認可」された。1948（昭和23）年4月、児童福祉法（1947〈昭和22〉年12月公布、1948年〈昭和23〉年1月施行）に照らして、滋賀県立県営に移管され、「養護施設兼精神薄弱児施設」として、法的に位置付けられた。

入園児は、当初、石山学園から移った15名

（男子）だったが、次第に増加し、1947（昭和22）年7月には80名（精神薄弱児31、養護児49）、1948（昭和23）年には125名（精神薄弱児43、養護児82）となった。収容された子どものはほとんどは義務教育年齢であった。当初より義務教育を行うことを構想し、地域の小・中学校に入学を希望したがが断られ、県の学校行政当局は、異例の判断で、学籍は石山小学校に置き、学園で義務教育を施すことを認めた。

1947（昭和22）年9月には、職員子弟も同じ教室で学ばせるようになった。1949（昭和24）年4月、大津市教育委員会は地域の石山小学校及び栗津中学校の分教場として、学園の教育面を学校教育法（1947〈昭和22〉年3月公布、4月施行）にもとづく、教育施設として認可した。これによりこれまでの施設内教育が義務教育として、制度的にも保障されるに至っ

表1 近江学園草創期の教育・福祉の制度状況

1946年 (昭和21年)	9月	生活保護法公布
	11月15日	同胞援護会と社会事業協会の共同経営による生活保護法の教護施設として、大津市南郷に設立
1947年 (昭和22年)	3月	教育基本法、学校教育法公布。6・3制が学年進行で実施。新制中学校発足
	4月	石山国民学校から石山小学校へ改称*
	4月	近江学園が生活保護法による保護施設として認可
	12月	児童福祉法公布
1948年 (昭和23年)	4月	児童福祉法の施行に伴い近江学園が養護施設兼精神薄弱児施設として認可され、滋賀県立となる
	4月	盲・聾学校義務教育制実施
	7月	教育委員会法が公布され、11月から公選制教育委員会が発足
	10月	滋賀県への提出書類
	12月	児童福祉施設最低基準が公布・施行
	12月	軍政部より調査を受ける(いわゆる近江学園事件の発端)、2月に終結
1949年 (昭和24年)	4月	大津市立第四・第五中学校が合併し、大津市立栗津(あわづ)中学校と改称**
	4月	学校教育法に基づき園内に大津市立石山小学校、栗津中学校南郷分校が設置
1950年 (昭和25年)	2月	監査提出書類(注、滋賀県への提出書類のこと)

注1. 『糸賀一雄著作集Ⅲ』の「年譜・著作目録」を手掛かりに略年表を作成。

注2. *は石山小学校HPによる。**は栗津中学校HPによる。

た。この間の学園の運営はきびしく「近江学園3条件(四六時中勤務, 耐乏の生活, 不断の研究)」の精神にもとづき、全職員の月給をプールした「どんぐり金庫」を設け、学園の運営費にあてていたが、1948(昭和23)年秋に、財政問題で監査等を受けるという、いわゆる「近江学園事件」が起き見直された。この間、日本は対日占領政策のもと、GHQや地方軍政部の統治下にあった。

2. 48年提出書類と糸賀の「県立養護学校」化への願い

まず本稿の分析の中心となる48年提出書類

表2 48年提出書類の目次(抜粋)

目次
一. 職員一覧表
(略)
五. 事業遂行上の隘路並に対策
一. 生活の脅威
イ. 食糧費 ロ. 被服費 ハ. 修繕費
二. 園児の将来
イ. 教育費 ロ. 職業的自立
三. 医療関係
四. 厚生と文部の握手
五. 学園の職員組織
六. 県立近江学園長としての懸案事項
七. 県への要望事項 ⁶⁾
.....
滋賀県立近江学園の全貌(昭和23年9月記)
精神薄弱児教育ニ関スル資料並ニ意見(文部省教育 研修所 三木安正)

の「目次」の抜粋を記す。

「県立養護学校」との用語は、48年提出書類の「五. 事業遂行上の隘路並に対策」の中の「厚生と文部の握手」と「学園の職員組織」（いずれも太字で示した）の2箇所にてでくる。この項目は、原稿用紙（縦書き20字×10行）に手書きで書かれていて、加除訂正の跡が見られる（写真参照）。原稿用紙には「No. 1」から「No.16」と記されていて総枚数は16枚となるが、No.12が欠落している⁷⁾。この文章には署名はないが、滋賀県へ提出する文書との性格から考えて、園長糸賀による下書きと推定できよう。少なくとも糸賀がなんらかの関わりをもったことは否定できないことから、本稿を「糸賀一雄の言及」とみなした。

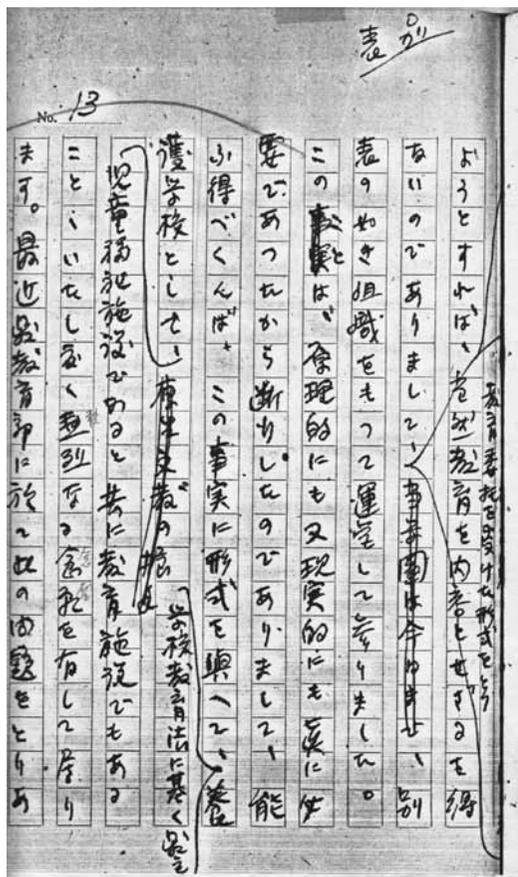


写真 「五. 事業遂行上の隘路並に対策」の原稿

糸賀は、「県立養護学校」の用語を次のように使用している（下線は引用者）。

=引用文書①「四. 厚生と文部の握手」の項=

「……教育委託を受けた形式をとり、別表の如き組織をもって運営してまいりました。……この事実（注、運営してきた学園の教育面）に形式を与えて学校教育法に基く県立養護学校として、児童福祉施設であると共に教育施設でもあることといたしたく熱烈なる念願を有して居ります。最近県教育部に於て此の問題をとりあげられる機運となって居りますが、このことの実現せる暁は、園児は教育を受けた学園の卒業証書を手にすることが出来て、安心と誇を抱くのであります」

=引用文書②「五. 学園の職員組織」の項=

「雇用員の採用については予算の範囲内に於て園長一任とせられてありますので、薄給に甘んずる特志の同志を得且つ、教育面に於ける教員給についてその一部を県教育部の応援を仰ぎ、或は社団法人『近江学園椎の木会』の援助を得て、現在総員38名で運営いたして居るのであります。養護学校と決定すれば当然教員給は教育部の負担となり、その定員も別途定められることとなる筈でありまして、これに伴い、民生部関係の件費も改めて、現状に適する如く、措置される、ならば、真に後顧の憂なき態勢を確立し得ると信じ、その一日も早き実現を念願しております」

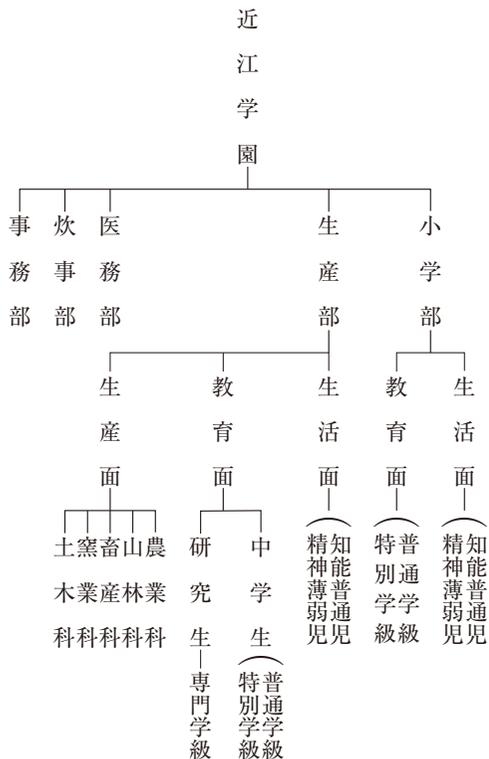
以上から糸賀が学校教育法を念頭に、学園の教育面を「学校教育法に基づく県立養護学校」として滋賀県に要望しようとしていたことが、「熱烈なる念願」「一日も早き実現を念願」との文面から伺える。

3. 糸賀の抱いていた「県立養護学校」の中身

それでは、糸賀が抱いていた「学校教育法に基づく県立養護学校」とは、どのような中身だったのか。引用文書①をよく読むと、「教育委託を受けた形式をとり、別表の如き組織をもって運営してまいりました。……この事実¹に形式を与えて学校教育法に基く県立養護学校として」（下線は引用者）とある。すなわち「別表の如き組織」（この事実）に形式を与え「県立養護学校」とすることをイメージしていた。

48年提出書類は、表2に見る通り「五. 事業遂行上の隘路並に対策」, 「六. 県立近江学園長としての懸案事項」の後に、「滋賀県立近江学園の全貌」（1948〈昭和23〉年9月記, 活

表3 近江学園の組織



字版）と文部省教育研修所三木安正「精神薄弱児教育ニ関スル資料並ニ意見」との資料が綴じられている。おそらく、補足資料であろう。この「滋賀県立近江学園の全貌」に「当学園の組織」として表3がある。前後を考えると、表はこれしかないので、この表が「別表」と推定できる。

この別表の解説「当学園の組織」に、次のようにある。

「学園は単にこれ等150名の園児を収容して衣食住の保護を加えるのみでなく学齢期の普通児童には六三制による義務教育を施し精神薄弱児に対しては、夫々に適応した教育を考慮し何れも職業への陶冶を図り更に社会人として独立生計を営むに至る迄の指導と実質的援助を加えることを内容とした左表（注、表3）の如き組織を有する」

そして、「園児の教育」について「園児は……特殊性をもっているもので、同一園内にいるとは云い乍ら前述の如き（注、表3）分類に従って生活根拠を別にし又教育方法も夫々独自の仕方を必要とするので各々が独立している」としながらも、「知能の普通なもの²と劣等なものとの融合提携は教育的に見て特に重要な課題であって、それによって活きた社会性を相互に錬磨される機会を」もち、「家庭的な雰囲気³の裡に相互の理解と同情と尊敬の世界を形作る」とし、「学園全体が生活機関であると同時に、そのとき、教育機関でもあるので、生活と教育の相互に相即する教育理想を実現するのに最も相応しい形態」と説明している。

以上から、糸賀が描いていた「学校教育法に基づく県立養護学校」の中身は、「生活と教育の相互に相即する教育理想を実現するのに最も相応しい形態」としての近江学園そのものの教育であったことがわかる。

4. 「県立養護学校」化に込めた糸賀の願いと 財政問題

次に「県立養護学校」化に込めた糸賀の願いを明らかにするために、「県立養護学校」との語が使用された「五. 事業遂行上の隘路並に対策」の中身を、項目順に紹介する。

「一. 生活の脅威」では、「イ. 食糧費」「ロ. 被服費」「ハ. 修繕費」の実情が記されている。「食糧費」は「基本的な主食及び調味料のみで一人1カ月約700円」「副食は一日3食代15円程度に切りつめても月に……500円」を要し「計1200円程度はどうしても必要」である。しかし「今後6か月間に約39万円の不足を生じる見込」。「被服費」は「多人数収容で「消耗的」なものなので「緊急に整備を要する」が、「絶対不足量を満たすことができない」。「修繕費」は「現在の建造物は随所に破損を生じ」、「雨の降る時は室内にて傘を用いる」箇所があるほか、「畳の破損」、「便所の腐朽」などがある。「応急的措置を施したいと念願して約15万円を計上」している。

「二. 園児の将来」では、「イ. 教育費」「ロ. 職業的自立」の実情が記されている。児童福祉法では「養護対象に児童は満18歳まで、精神薄弱児は満20歳まで」が収容対象だが、「現在の状態では到底その年齢で自活し得ない」。近江学園は、生活保護法に基づく保護施設でもあるので、「年令を越えても保護の対象とすることが可能」。しかし、「収容期間中に十分な職業教育を施すことが絶対に必要」。「現在学園は、児童福祉法及び生活保護法が要求する衣食住の保護及び指導の外に、対象の特殊性と……職業的な最終目標の故を以て、教育（義務教育、特殊教育）を重要な内容としている」。しかしその「教育費」は、「予算的には児童福祉施設と

して当然計上されていない教育費を、今日までは、職員の献金と外部の同情によってまかなって来たのでありまして、後述の如き⁸⁾、明確な形態にすることによって、不自然さを克服したいと念願」（No.7、下線は引用者）とある。

この「教育費」の説明から、「計上されていない教育費」を「職員の献金と外部の同情によってまかなって来た」こと、そしてそのことを「明確な形態」にすることによって、その「不自然さ」を「克服したい」と考えていたことがわかる。この「明確な形態」こそ、「県立養護学校」化である。

「職業的自立」では、「何よりも困ることは、園児の将来の問題」で、社会的条件（里親制度、社会的独立、社会の受け入れ態勢）が整わない現在、「集団的な職業的社会進出を計画する外はない」として、近江学園椎の木会で、畜産と窯業を生産的に運営して、職業的教育の材料として利用している旨、記されている。

「三. 医療関係」では、医務室を1948年6月に新設したが、「備品はほとんどない」。「経費を目下申請中」、現在は、「外部から……借り入れて診療所を続けている状態」。「療病費」は児童福祉法により「年額60円平均という驚くべき少額の金額に固定」された。「一人年額約1200円平均を要し、両者あまりにも懸隔が甚だしく、到底療病に当り得ぬ状態」で、児童福祉法と生活保護法の同時適用を再三当局に懇請している。

次の「五. 学園の職員組織」では、「現在予算定員は園長以下20名となって居ります。この定員の定められた基礎は、事業内容の検討であるよりも財政上の現実依る」が、「広汎多岐に亘る事業内容に重点を置いて再検討を加え」、「定員増を行」うことを「念願」し、「少なくとも40名を必要」とすると述べた後、引用文書②にあるように「養護学校と決定すれ

ば「教員給は教育部の負担」「民生部関係の人員費も改めて、現状に適する如く、措置される」と、「県立養護学校」化によって、教員を含めた職員の財政（給与）問題の解決を願っていたことが伺える。この財政問題を糸賀は「どんぐり金庫」の草稿⁹⁾で「創業当初の財源的に最も苦しかった学園の悩み」と、記している。

5. 「県立養護学校」化の背景にある要因

ここでは「県立養護学校」化の背景に、少なくとも3つの要因があったことを明らかにする。

(1) 糸賀における「特殊教育」との用語

糸賀の、この時期の「特殊教育」との用語の使い方には、独自の意味がある。それらを以下に例示する（下線は引用者）。

「知能普通児には義務教育を、精神薄弱児には其の特殊教育を施す。しかし、前者も実際には遅進児童が多く、一種の特別教育を必要とする」¹⁰⁾

「……9名の教官が児童指導員を兼ねて居りますが、これは、学園の児童のうち義務教育過程にある者に対して、石山小学校及び粟津中学校の夫々分教場が学園内に設置せられて、此の分教場に配置せられた教官が9名あるからでありまして、何れも学園内に児童と起居を共にして、その特殊教育に当って居ります」¹¹⁾

「知能は本質的に普通であり正常であるとしても、これらの児童は性格的に可なり問題性を有して居りその上、前述の如き教育の適期を失している場合が多いので、どうしても一般学校の年齢該当の学年に編入することは困難となり、極度に個別的な一種の特殊教育とならねばならぬ実情にある……／この様な現実の要請か

ら、開園以来特殊な義務教育を事実上学園の内部に於て実施して来た」¹²⁾

上記に見るように、「知能普通児」の「義務教育」についても実際には「一種の特別教育を必要」と教育の特殊性を表現している。また、「義務教育過程にあるものに対して」「特殊教育に当っている」との認識であった。そして、知的障害のない養護児童について、「個別的な一種の特殊教育」が必要で、近江学園は「開園以来特殊な義務教育を事実上学園の内部に於て実施して来た」としている。このように「特別教育」「特殊教育」との用語を使い、知的障害のない養護児童の教育についても言及していた。

なお、48年提出書類には、「滋賀県立近江学園の全貌」（活字版）に続いて文部省教育研究所三木安正「精神薄弱児教育ニ関スル資料並ニ意見」（ガリ版刷り）が綴じられて、県当局に特殊教育の必要性を訴えるための資料と思われる。三木は、論稿の最後に「最後ニ日本ノ教育ヲ発達サセルタメニハ特ニ特殊教育ノ振興ヲ計ルコトガヨイト信ズル」と述べている。

(2) 県が取り組んだ教育面の条件整備

糸賀が教育面の財政問題の解決のために「県立」化を考えたのには、次の事実があったからではないか。実は、「県立養護学校」化を要望した48年提出書類には、「一、教室の新築（5教室）予算 約90万円 決定 昭和24年3月末までに完成の予定」とあり、県の予算によって教室が整備されたことがわかる。この事実について、50年提出書類には次のように記されている。

「県は既に昭和23年度に於て、児童福祉施設である近江学園に対して、教育設備たる教室の建設を企画して之を実行し、乏しい財政の中から児童の教育のために必要な文具や教科書の諸経費を計上して、事実上福祉事業を拡大強化せ

られつつあることは、寔に慶賀の至り……」¹³⁾

このように糸賀が「県立養護学校」化を要望した同時期に、「教育設備たる教室」等の整備を県がしており、それを「事実上福祉事業の拡大強化」と評価していた事実がある。

(3) 学校教育法でいう養護学校

次に「学校教育法に基づく県立養護学校」について検討する。学校教育法は、法律第26号として1947(昭和22)年3月31日に公布、翌4月1日から施行された。その第74条で、都道府県は「盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある」学齢児童・生徒を「就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない」とした。「盲学校はもちろん聾学校も聾啞学校という名称で、戦前から存在したが、養護学校は学校教育法にはじめて規定された新たな学校」¹⁴⁾だった。この時期には養護学校の対象は規定されていなかった。対象が規定されるのは、1953(昭和28)年の文部事務次官通達(文初特第303号)「教育上特別な取扱を要する児童生徒の判別基準について」まで待つこととなる。糸賀の「県立養護学校」化は、まだ養護学校の対象規定が定まらない時期に示された構想だった。

なお、学校教育法では、「附則」として「養護学校における就学義務並びに……設置義務に関する部分の施行期日は、勅令で、これを定める」とし、先延ばしにした。この点について糸賀は、『近江学園報告書』第1集において「……新しい学校教育法は、精神薄弱児の教育をとり上げるべきだと主張してはいるが、その内容的規定については『別に之を定む』として、未だその規定の制定を見ていないのであって、結局、具体的には精神薄弱児の問題をとりあげていないのにひとしい」(p.164)と批判している。

以上のような少なくとも3つの要因が、糸賀の「県立養護学校」化の背景にはあった。

6. 地域の小中学校の分教場化で財政問題は解決したか

実際には、近江学園の教育面はそのまま小中学校の分教場となったのであるが、それでは分教場化によって財政問題は解決したのか。50年提出書類には次のように記されている。

「……開園以来特殊な義務教育を事実上学園内部に於て実施して来たのでありまして、教官については、その人件費のみを石山小学校に所属する定員外教官の形式によって支弁せられてきたのであります。／昭和23年4月、県立に移管を見てから1年後の昭和24年4月、この事実を合法化する目的を以て県の教育委員会の勧奨に従って、大津市の教育委員会は学園の義務教育の面をそのまま学校教育法の定める分教場として、石山小学校及び粟津中学校に所属せしめ形式をととのえたのであります。／かくして(注、分教場化によって)、養護児も精神薄弱児も形式的には児童福祉法と学校教育法の二つの恩恵を受けることとなったのでありますが、事實は、分教場となる以前の状態と何等特別な変化があるわけではなく、分教場であるからと云って、大津市の教育委員会が、その教育設備費を計上することもなく、昭和23年度の県の予算による112坪の教室落成後も、その諸度調弁に困窮して、教材も教便物もなく児童の机椅子の如きも一時の借り物でやりくりしているという現状のままです。／もとより今日、どの学校といえども決して安楽な経営であることは、許されぬと存じますが、それにしても、施設の児童の分教場が教官給の支給を受けるのみで、一切教材も教便物もなく、今日の複雑な義務教育及び特殊教育をなさねばならぬ苦

悩はまことに言語に絶するものがあることを訴えたい」¹⁵⁾ (下線は引用者)

また、糸賀は1950(昭和25)年執筆の「どんぐり金庫」で次のように記している。

「……子供達の『収容』を目的とする施設であるから、『教育』はその責任外というので、教育費を県の予算に見積ることは認められない。一方、地元の教育委員会は、ここの子供達の特殊性を認めて、一応学校教育法によって『施設』をそのまま分教場として認可したが、教官給を支弁してくれるだけで、事実上県立の施設であるからという理由で、教育に関する普通学校なみの諸経費は負担できないという。実にわけのわからぬ壁である」¹⁶⁾。

以上のように分教場化によっても、「分教場となる以前の状態と何等特別な変化があるわけではなく、分教場であるからといって……市の教育委員会が、その教育設備費を計上することもなく」「施設の児童の分教場が教官給の支給を受けるのみで、一切教材も教便物もなく」といった状態で、財政問題(教育条件)は改善されなかった。糸賀は、50年提出書類で「隘路……それは児童福祉法と学校教育法とのセクト的なもつれ」とし、「教育の隘路」の解消には、「県の児童福祉行政と市の教育委員共々に相提携」¹⁷⁾が必要と考えを述べている。

7. 分教場化への経緯にかかわって——糸賀の認識

ではどのような経緯で「県立養護学校」ではなく「分教場」化となったのか。ここでは糸賀の認識に即して検討する。48年提出書類には「最近県教育部に於て此の問題をとりあげられる機運」(「事業遂行上の隘路並びに対策」の項)とある。50年提出書類には、「県の教育委員会の勧奨に従って大津市教育委員会は学園の

義務教育の面をそのまま学校教育法の定むる分教場として、石山小学校及び粟津中学校に所属せしめ、形式をととのえた」(「所管事項遂行上の隘路及び対策」の項)とある。そして糸賀一雄『この子らを世の光に』(1965)には、次のように記されている。

「この教育体制は24年度から軍政部の指摘によって正式に小、中学校の分教場として指定されることとなり、教官も小学校6名、中学校3名の計9名が発令されることになった。これはむしろ『近江学園事件』の落とし子ともいべきものであった」(p.144)(下線は引用者)

糸賀は「分教場として指定」を「県の教育委員会の勧奨」「軍政部の指摘」があったとの認識を持ち、『近江学園事件』の落とし子とみていた。近江学園事件について、『この子らを世の光に』では、「県立養護学校」化を願った同時期の1948年秋～49年1月にかけて、「不正」を口実に軍政部等の調査が実施された事件で、「県の行政当局との『まさつ』」(p.125)、「軍政部や行政当局の圧力」(p.132)があったと記している。

おわりに

糸賀一雄が関与したであろう一つの手稿を手掛かりに、糸賀が抱いた「県立養護学校」化について検討してきた。1948(昭和23)年当時、糸賀は、滋賀県への提出文書で、「県立養護学校」との用語を2回使用して「県立養護学校」化を、県(担当部局)へ要望していた。ただ、そこで示された「県立養護学校」は、「生活と教育の相互に相即する教育理想を実現するのに最も相応しい形態」としての近江学園そのものの教育体制であった。そうした糸賀の「県立養護学校」化の背景には、近江学園全体としての財政難、特に「教育」の財政保障の問題が

あった。結果としては、「正式に小、中学校の分教場として指定」されたが、財政問題は解決しなかった。そうした財政問題の解決には、福祉と教育の提携こそ必要と考えた。なおこの時期、「県立養護学校」化への議論を、職員間で行った記録は見当たらない。そのような点からすると、「県立養護学校」との用語の使用（「県立養護学校」化）の意味するところは、学園の総意というより、糸賀個人の、一時期の願いとして位置づき、教育財政の困難を克服しようとした熱意の証として評価できるのではないか。

なお誤解のないように付け加えると、地域の小・中学校の分教場化もまた糸賀が願っていたことでもある。糸賀は、1946年の秋に作成された「近江学園要覧」の第7条で「本学園ハ小学校長ヨリ委託教育ノ形ヲとり、大津市石山小学校ニ学籍ヲ置ク」¹⁸⁾と掲げ、「年譜・著作目録」によれば、1947（昭和22）年9月には「職員の子弟を、大石小学校から近江学園（石山小学校・栗津中学校南郷分教場）に転校」¹⁹⁾させ、近江学園入所者児と一緒に学ばせていた。糸賀は、そうした「私たちの子どもをこの学園の教育部に託すること」を「教育者としての真実」²⁰⁾を示すと『この子らを世の光に』で位置付けていた。

最後に残された研究課題をあげる。一つは、「県立養護学校」化の中身は、「近江学園そのものの教育体制」と記したが、その実態について、本来なら当時の糸賀が抱いていた近江学園教育の理想と実践の事実に基づいて明らかにすべきであるが、筆者の力量不足から果しえなかった。二つ目は、研究手法にかかわる問題であるが、本稿では48年提出書類を分析の対象として、そこから「県立養護学校」化と財政難（特に教育の財政保障）の問題を結び付けた結論を導いた。そのことによって「県立養護学校」化を財政問題でのみ位置づけ評価したきら

いがあると、反省している。しかし、糸賀が本来描いていた理想の学園の教育像と「県立養護学校」化との関係をも明らかにすべきであった。

（ふなばし ひでひこ）

謝辞

本稿は、2020年9月の日本特殊教育学会のポスター発表「近江学園草創期の教育保障の形態に関する一考察—近江学園の教育面における地域の小・中学校の分教場化をめぐる糸賀一雄の言説の分析—」を基に、人間発達研究所の田中テキスト勉強会（オンライン）を経て、加筆・修正を加えてきた。

若き頃、私の大学の卒業論文（1978年3月提出）は「糸賀一雄の障害者福祉思想にみられる『共感』の概念」だった。生まれた地の茨城大学に学びながら、電車で埼玉大学の清水寛先生の下に通ってなんとか書き上げ、卒業することができた。原資料にあたるのが大切と教えられ、ユースホステルに泊まって近江学園の資料室や旧近江学園跡地を訪れた。それから40年経ち、本稿をまとめたことに、不思議な縁を感じている。お世話になった清水寛先生に感謝の意を表します。また、終始本稿作成に応援とアドバイスをいただいた渡部昭男先生と中村隆一先生に、そして近江学園草創期の事実関係の助言をいただいた横関顕氏に、記して謝意を表します。何より本稿を公表するにあたって、関係者に連絡していただいた森本創氏には、心から感謝を申し上げます。関係者や森本氏からいただいたご批判については、十分に深めることができず、今後の研究課題とさせていただきます。ご容赦ください。

注

- 1) 近江学園（発行年不詳）『近江学園報告書』第1集。報告書には発行年は記されていないが、滋賀県への提出書類（1950〈昭和25〉年2月）に、「昭和24年9月発行せる『近江学園報告書第1集』」（p.9）との記載がある。また、『糸賀一雄著作集Ⅰ』（p.395）及び『糸賀一雄著作集Ⅲ』の「年譜・著作目録」（p.514）には、「昭和24年8月31日」と記載されている。これらにより発行年は1949（昭和24）年

- 8月末日か9月と考えられる。
- 2) 引用文には「分教室」とあるが、他に「分教室」「分校」との関係用語がある。本稿では、引用文に記載されている「分教室」との用語を使用して論を進める。
 - 3) 『糸賀一雄著作集 I』には、「近江学園報告書あるいは年報とは別に、毎年度の監査と次年度予算要求事項を文書で提出し、県への説明を重ねていた」(p.395)とあり、各年度の「滋賀県への提出書類」を紹介している。その表記に従って「滋賀県への提出書類」と表す。『』ではなく、「」にしたのは文書名ではないことを配慮した。なお、1948(昭和23)年10月「滋賀県への提出書類」は、船橋がコピーを所有している。
 - 4) 1950(昭和25)年2月の滋賀県への提出書類は、『糸賀一雄著作集 I』に、分けて紹介されていて、執筆時期もずれている。「養護施設と精神薄弱児施設の併設の意義」は、『糸賀一雄著作集 I』の「VI 所管事項の説明と要望」の「昭和23年度」の項に掲載されていて、「昭和24年3月31日、滋賀県への提出書類」と記載されている。また、「所管事項遂行上の隘路及び対策」は、『糸賀一雄著作集 I』で「昭和24年執筆 滋賀県へ提出」となっている。いずれも、1950(昭和25)年2月の県への提出書類のものである。この時期的ずれの理由の解明は、今後の検討課題である。本稿では、50年提出書類については、時期的ずれはあるが、同じ文が掲載されている『糸賀一雄著作集 I』から引用する。
 - 5) 略年表のアイデアは渡部昭男氏から、「年譜・著作目録」を手掛かりにする方法は横関顕氏からヒントを得た。概括にあたっては、制度面を清水寛「戦後障害者福祉と発達保障—近江学園における糸賀一雄の『発達保障』の立場にたつ福祉思想の形成過程」(吉田久一『戦後社会福祉の展開』1976年)、教育面を横関顕「箴(えびら)の梅 南郷の丘に吹くシュタンツの風 近江学園創成録」(未発表)を参考にした。
 - 6) 「七. 県への要望事項」は目次にはあるが、原稿には該当する文章はない。要望事項に相当する内容は、「五. 事業遂行上の隘路並に対策」に書き込んだため、削除したと思われる。
 - 7) No.12の欠落は、コピーする際に抜かしたと思われる。No.12の裏面が写っていることから、原資料には存在することがわかる。「厚生と文部の握手」の項は、欠落しているNo.12から始まる。欠落しているにもかかわらず、「厚生と文部の握手」と読み取れたのは、コピー用紙にNo.12頁の裏面の反転したかすかな文字を判読したからである。
 - 8) 「後述の要望書事項にある」との文が線で消されて、「後述の如き」に書き替えられている。
 - 9) 「どんぐり金庫」との題で、原稿用紙に書かれているので、『教育現実』第2巻第1号の草稿と推定した。『教育現実』(ただし『糸賀一雄著作集 I』所収(pp.250-251)を参照)には、どんぐり金庫について「潰れはしたが、しかし考えてみると、こうした『克服』の仕方しかとり得なかったこと」とあるが、草稿には、「潰れはしたが、(とも角、創業当初の財源的に最も苦しかった学園の悩み……)しかし考えてみると、こうした『克服』の仕方しかとり得なかったこと」と()内の「創業当初の財源的に最も苦しかった学園の悩み」との文が挿入してあった。
 - 10) 1948(昭和23)年4月現在「近江学園概況説明書」, ガリ版刷り文書, コピーを船橋秀彦が所有。
 - 11) 50年提出書類の「所管事項の一般的概況」中の文。ただし、糸賀著作集には掲載されていない。
 - 12) 50年提出書類の「所管事項遂行上の隘路及び対策」中の文。『糸賀一雄著作集 I』(1982)のp.405に同文がある。
 - 13) 50年提出書類の「所管事項遂行上の隘路及び対策」中の文。『糸賀一雄著作集 I』(1982)のpp.405-406にも同文がある。また、「昭和23年度の県の予算による112坪の教室落成後も……」と、教室が新築整備された記述もある。
 - 14) 学制百年史編集委員会「学制百年史」の「第二編 戦後の教育改革と新教育制度の発展」の「第一章 戦後の教育改革(昭和20年~昭和27年)」の「第七節 特殊教育」の「一 盲学校・聾学校教育の義務化」と「二 養護学校と特殊学校」を参照。文部科学省ホームページ(2020年9月14日最終確認) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm
 - 15) 50年提出書類の「所管事項遂行上の隘路及び対策」中の文。『糸賀一雄著作集 I』(1982)

- の p.405 に同文がある.
- 16) 糸賀一雄 (1950) 「どんぐり金庫」『教育現実』第 2 卷第 1 号, ただし『糸賀一雄著作集 I』の pp.250-251 に掲載された文から引用した.
- 17) 50 年提出書類の「所管事項遂行上の隘路及び対策」中の文. 『糸賀一雄著作集 I』(1982) の pp.405-406 に同文がある.
- 18) 『糸賀一雄著作集 I』(1982), p.196.
- 19) 『糸賀一雄著作集 I』(1982), p.511.
- 20) 糸賀一雄 (1965) 『この子らを世の光に』, p.145.